

※印鑑証明書の印鑑を使用すること

日付：仮申請時は日付不要
本申請時に日付を入れること。

(様式1)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

自宅の住所を印鑑証明書どおりに記入する。旧字等はその通りに記入。略字は不可。

設立代表者

住所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

氏名 福岡太郎

電話 092(431)4564

福岡太郎

医療法人設立認可申請書

標記について、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称	(フリガナ) イリョウホウジン フクオカイン
	医療法人 福岡 医院
2 主たる事務所の所在地	(フリガナ) フクオカシ ハカタク ハカタエキミナミ
	福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号 (診療所の所在地)

※印鑑証明書の印鑑を使用すること

※理事が2名（理事長含む）の場合はこの様式を使用。

日付：仮申請時は日付不要
本申請時に日付を入れること。

（様式 1－2）

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

自宅の住所を印鑑証明書どおりに記入する。旧字等はその通りに記入。略字は不可。

設立代表者

住所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

氏名 福岡太郎

電話 092（431）4564

福岡太郎

医療法人設立認可申請書

標記について、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、当法人は診療所を1ヶ所のみ開設するため、理事は2人として併せて申請します。

記

1 名称	(フリガナ) イリョウハウジン フクオカイン
	医療法人 福岡 医院
2 主たる事務所の所在地	(フリガナ) フクオカシ ハカタク ハカタエキミナミ
	福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号 (診療所の所在地)

定 款

医 療 法 人 福 岡 医 院
(法 人 名)

医療機関で設定・記入。

令和 年 月 日 設立総会
令和 年 月 日 知事認可
令和 年 月 日 法人登記（成立）

知事認可・法人登記の日付はあけておく

定 款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人 **福岡医院** と称する。
(法人名)

第2条 本社は、事務所を福岡県(様式1に記入した、診療所の所在地を記入)に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(名 称)(医療法人) **福岡医院** (施設名。広告、看板等はこの通りでないといけない。)
(所在地) 福岡県 **福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号**
(診療所の所在地)

第3章 基金

第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負う。

第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金(代替基金を含む。)

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

- 3 前項の規定に違反して本団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。
- 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。
- 6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本団に対して返還することを請求することができる。

第8条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 資産及び会計

第10条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

- 2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第11条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第12条 本団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第13条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しく

は信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第14条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

各医療機関で決定

会計年度は任意に定めてよい。

第15条 本社の会計年度は、毎年 月 日に始まり翌年 月 日に終る。

第16条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を福岡県知事に届け出なければならない。

第17条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

所在地が北九州市、福岡市、久留米市の場合は、それぞれ北九州市長、福岡市長、久留米市長になる。それ以外は福岡県知事。

第5章 社員

第18条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第19条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず、本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第20条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第6章 社員総会

予算と決算のための定時総会
(決算月と決算後2ヶ月が運用上適切)
※前年度終了前に次年度予算の承認、
決算後2ヶ月以内に、前年度決算の承認。

第21条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、 月及び 月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第22条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第23条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
 - (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
 - (5) 重要な資産の処分
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本団体の解散
 - (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第24条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第25条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第26条 社員総会においては、あらかじめ通知した事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第27条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 28 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 29 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第 7 章 役員

第 30 条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以内 (2 名のところは 2 名以上 5 名以内)
うち理事長 1 名
- (2) 監事 1 名 (監事は必ず 1 名)

第 31 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本団が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 32 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

例 1 若しくは例 2 のうち、どちらかを選ぶこと。

- 2 理事長は本団の業務を執行し、
 - (例 1) 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - (例 2) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを福岡県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは

この定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

- 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第33条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第30条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第34条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

例1～3のいずれかを選ぶこと。

第35条 役員の報酬等は、

（例1） 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

（例2） 理事及び監事について、それぞれの総額が 円以下及び 円以下で支給する。

（例3） 理事長 円、理事 円、監事 円とする。

第36条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1） 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

（2） 自己又は第三者のためにする本社との取引

（3） 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

本条を規定するか否かは任意とする。

第37条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、 円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第8章 理事会

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 39 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第 40 条 理事会は、

原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。

(例 1) 各理事が招集する。

(例 2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

第 41 条 理事会の議長は理事長とする。

第 42 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

本項を規定するか否かは任意とする。

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 44 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 9 章 定款の変更

第 45 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、**福岡県知事**の認可を得なければ変更することができない。

第 10 章 解散、合併及び分割

第 46 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、福岡県知事の認可を受けなければならない。

第 47 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、福岡県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 48 条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの

第 49 条 本社は、総社員の同意があるときは、福岡県知事の認可を得て、他の社団法人たる医療法人又は財団法人たる医療法人と合併することができる。

所在地が北九州市、福岡市、久留米市の場合は、それぞれ北九州市長、福岡市長、久留米市長になる。それ以外は福岡県知事。

第 50 条 本社は、総社員の同意があるときは、福岡県知事の認可を得て、分割することができる。

第 11 章 雑則

第 51 条 本社の公告は、

(例 1) 電子公告 (ホームページ)

(例 2) ○○新聞に掲載する方法

(例 3) 官報に掲載する方法

いずれか選ぶこと。

によって行う。

(例 1 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。

第 52 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

第 1 条 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 福岡太郎

理 事 福岡花子

理 事 福岡次郎

監 事 山田三郎

役員名簿と一致すること。

第 2 条 本社の最初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 年 月 日までとする。

第 15 条の規定と同一日である場合は削除して構いません。

個人開設の診療所と法人の会計年度を分けた場合は、本項を記載すること。ただし、1 年以内とする。(起算日は県の認可予定日)

第 3 条 本社の設立当初の役員の任期は、第 33 条の規定にかかわらず、令和 年 月 日までとする。(認可を受けてから 2 年を超えてはならない)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(令和 年 月 日)

(設立総会の日付)

1. 資	産	額	11,100,000 円
2. 負	債	額	1,100,000 円
3. 純	資 産	額	10,000,000 円

各医療機関で決定する。

※金額が0の場合は必ず0を記入すること。

(内 訳)

(単位：円)

区 分		金 額
A 流 動 資 産		6,861,000
現 金	2ヶ月分の運転資金+α	0
預 金		5,249,000
医 業 未 収 金 …… 計上しない。		0
医 薬 品 等		1,612,000
B 固 定 資 産		4,239,000
1 有 形 固 定 資 産		
土 地	} 基本的には計上しない。	0
建 物		0
医 療 用 機 械 備 品		3,400,000
そ の 他 の 機 械 備 品		766,200
2 無 形 固 定 資 産		
電 話 加 入 権		72,800
3 そ の 他 の 資 産		
保 証 金 (土 地) …… 基本的には計上しない。		0
C 資 産 合 計 (A+B)		11,100,000
D 負 債 合 計		1,100,000
E 純 資 産 (C-D)		10,000,000

財 産 目 録 の 明 細 書

拠出する金額を記載

預 金

預 金 先	種 類	金 額	拠出（寄附）者氏名
〇〇銀行〇〇支店	普通 定期 当座	2,249,000 円	福岡 太郎
△△銀行△△支店	普通 定期 当座	1,000,000 円	福岡 花子
□□銀行□□支店	普通 定期 当座	2,000,000 円	福岡 次郎
	普通 定期 当座	円	
	普通 定期 当座	円	
小 計		5,249,000 円	

医 業 未 収 金

	社会保険診療報酬 *	国民健康保険診療報酬	拠出（寄附）者氏名
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
月分	円	円	
合計	円	円	
平均（1ヶ月）	円	円	
2 か月分	円	円	

(医業未収金

円のうち

円を拠出)

* 社会保険診療報酬については源泉徴収済額を記載のこと

ほか、医薬品、医療用機械備品、その他の機械備品等の資産については様式4に記載すること

※正本には、必ず原本を添付する。拠出者全員のものを添付する。

残 高 証 明 書

令和 年 月 日

(設立総会の日付またはそれ以降)

福岡 太郎 殿

株式会社 ○ ○ 銀行

○ ○ 支店

貴名義の下記預金について令和 年 月 日現在の残高を次の
とおり証明いたします。 (※設立総会の日付)

取引の種類	口座番号	金 額								摘要

(残高証明書がA4より小さい場合はA4の白紙に貼り付けること)

※正本には、必ず原本を添付する。拠出者全員のものを添付する。

残 高 証 明 書

令和 年 月 日

(設立総会の日付またはそれ以降)

福岡 花子 殿

株式会社 ○ ○ 銀行

○ ○ 支店

貴名義の下記預金について令和 年 月 日現在の残高を次の
とおり証明いたします。 (※設立総会の日付)

取引の種類	口座番号	金 額								摘要

(残高証明書がA4より小さい場合はA4の白紙に貼り付けること)

※正本には、必ず原本を添付する。拠出者全員のものを添付する。

残 高 証 明 書

令和 年 月 日

(設立総会の日付またはそれ以降)

福岡 次郎 殿

株式会社 ○ ○ 銀行

○ ○ 支店

貴名義の下記預金について令和 年 月 日現在の残高を次の
とおり証明いたします。 (※設立総会の日付)

取引の種類	口座番号	金 額								摘要

(残高証明書がA4より小さい場合はA4の白紙に貼り付けること)

(様式4)

※内服、外用、注射等それぞれ分けて小計を記載し、最後に合計を記載すること。

通常財産の内訳明細書

(種別 医薬品 No. 1)

(内服)

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	抛 出 者 名
アトラミック(40)	3,000T	77,400 円	福岡 太郎
アミコス	1,400T	49,000	〃
イーベストネット(50)	10,000K	35,000	〃
ウルソサン(50)	5,000T	49,000	〃
エビプロスタット	2,000T	68,000	〃
ガスター	600T	72,000	〃
クロタム(100)	3,000K	111,900	〃
クラスター	1,000T	10,000	〃
ユメタミン(25)	1,200T	5,160	〃
バイラップ	1,500K	6,000	〃
パールキット(5)	8,000T	24,000	〃
ハイトコバミンM	1,600K	32,000	〃
アカシーA	9,000T	198,000	〃
ヒシクロピン	2,500T	37,500	〃
ケトプロ(50)	15,000K	150,000	〃
アスゾール	10T	24,410	〃
	小 計	949,370	
合 計		円	

(様式4)

通常財産の内訳明細書

(種別 医薬品 No. 2)

	品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	抛 出 者 名
(外用)	バキソ軟こう	500g	10,500 円	福岡 太郎
	スプロールトローチ	2,500T	9,000	〃
	セクール	2,000枚	19,000	〃
	インドメタシン坐(50)	1,200本	24,000	〃
	ロキソニンテープ100mg	215	9,380	〃
		小 計	71,800	
(注射)	ソービタ	10本	2,850	福岡 太郎
	ベクタシン(100)	200A	223,600	〃
	グルコリンC 20cc	100A	3,700	〃
	レリーズV	800	24,000	〃
	コアキシシ	300	240,000	〃
	ネオビタカイン	300A	30,900	〃
	テラマイシン	20	3,300	〃
	20% G20	1,000	24,000	〃
	アクチット	36	14,400	〃
	レペタン0.3mg	100	24,000	〃
		小 計	590,750	
	合 計		1,612,000円	

※決算書を添付するので、経常金額に注意。(決算書の減価償却の金額より同額又は低い金額を記入。)
今年に入って購入した物については、減価償却を行い計上すること。(減価償却した表を添付する。)

(様式4)

通常財産の内訳明細書

(種別 **医療用機械備品**)

たくさんある場合および金額の高いものが多い場合は、
主な物を計上し、残りは後からの買取りの形をとること。

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	拠 出 者 名
X線テレビレントゲン	1	1,014,000 円	福岡 太郎
テレメーター心電図管理装置	1	588,000	〃
呼吸器測定器	1	223,000	〃
検査機	1	178,000	〃
超音波診断装置	1	51,000	〃
EKG心電図	1	49,000	〃
心電計DY-3S	1	49,000	〃
自動現像機	1	45,000	〃
酸素吸入装置	1	39,000	〃
顕微鏡	1	29,000	〃
肝機能測定器	1	18,000	〃
エクセルクレープ角カマド	1	17,000	〃
心電計	1	1,100,000	〃
合 計		3,400,000 円	

※医療用機器がリースの場合は、契約書のコピーを添付(引継承認書も必要)

(様式4)

※医療法人として使用するものを記載(個人的に使用するものは不可)

通常財産の内訳明細書

(種別 その他の機械備品)

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	抛 出 者 名
診察デスク	1	44,000 円	福岡 太郎
機器戸棚	2	34,200	〃
インターホン	1	55,000	〃
カーテン	1	44,000	〃
配膳車	1	15,000	〃
冷凍冷蔵庫	2	54,000	〃
テレビ	1	13,000	〃
応接セット	1	9,000	〃
冷暖房器	2	198,000	〃
ビデオ	1	60,000	〃
乾燥機	1	151,000	〃
看板	1	89,000	〃
合 計		766,200 円	

※決算書で確認できるものを記載

- ・診療所で使用しているもののみを拠出。
- ・自宅と共用のものは拠出しない。

(様式4)

通常財産の内訳明細書

(種別 **電話加入権**)

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	拠 出 者 名
092(411)6858	1	72,800 円	福岡 太郎
合 計		72,800 円	

※決算書で確認できるものを記載

(様式5)

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(借入に係わるもの)

(平成 年 月 日現在)

借 入 先	借 入 年 月 日	借 入 金 額 (円)	借 入 金 の 使 途		返 済 額 (円)	未 返 済 額		1 月 当 返 済 額 (円)	抛 出 者
			抛 出 財 産 (円)	そ の 他 (円)		負 債 引 継 額 (円)	そ の 他 (円)		

(設立総会の日付)

(リース物件に係わるもの)

(平成 年 月 日現在)

リ ー ス 元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)	既 支 払 額 (円)	負債引継額 (円)	1 月 当 リース料 (円)	抛 出 者
〇〇リース株式会社	心電計 (型式)	1	平成〇〇年 〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年 〇〇月〇〇日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	福岡 太郎

リース物品で、負債として抛出する場合は、基本的には所有権が個人に移転したものに限る。

(支払いに係わるもの)

(平成 年 月 日現在)

支 払 先	品 名	平成 年 月 末 の 買 掛 金 残 高	負債引継額	抛 出 者	備 考
		円	円		
		円	円		

(作成上の注意)

1. 現物抛出(寄附)財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭抛出(寄附)に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

(上記の例) 未返済額 900万円 × 医療用器械備品等の取得に当てた費用 800万円 / 当初借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 720万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、抛出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起し、現在の未返済額が300万円である場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。)

借換え借入金未返済額 300万円 × 当初借入金の未返済額 600万円 / 借換え借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 180万円

2. 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

(借入れに係わるもの)

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合)

(リース物件(ファイナンス・リース契約によるものに限る。))で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合)

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(リース物件を法人に引継ぐ場合)

(支払いに係わるもの)

売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願

(様式7)

令和 年 月 日

リース会社名
代 表 者 名

殿

住 所
氏 名

印

リ ー ス 引 継 承 認 書

私の開設する 〇〇〇〇〇〇〇〇 はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 を設立し、同法人が、
を開設することになりました。

つきましては、私が貴社との間に締結した 〇〇 年 〇 月 〇 日付リース契約証書
(契約番号 〇〇〇〇〇〇〇〇) の賃借人の名義を、前記の法人設立のうえは、私個人から
同法人に引き継ぎたく、福岡県知事に設立認可申請書を提出するにあたり貴
の承認を得たくお願いします。

上記の件については承認します。

令和 年 月 日

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名

印

提出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日
(設立総会の日付)

福 岡 太 郎 殿

(自宅の住所・電話番号)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号
医療法人 福岡医院
設立代表者 福岡 太郎
電話番号 092(431)4564

太福
郎岡

基金の募集事項等の通知について

医療法人 福岡医院 の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人 福岡医院 に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

- 募集に係る金銭の総額 金 2,249,000 円
- 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額 金 5,851,000 円

(別紙のとおり)

(様式4の提出者名を除いた表を添付すること)

- 金銭の払込み又は財産の給付の期日 令和 年 月 日
(期間を定めてもよい)

法人設立日から
開設予定日前の
日付を記入。

- 金銭の払込みの取扱いの場所 福岡銀行 福岡支店
- その他

法人の口座(※予
定のもの)

- ① 定款(医療法人の成立前にあつては、設立認可申請中の定款)を添付します。
- ② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類(負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等)を提出していただきますのでご了承ください。

(様式4)

※内服、外用、注射等それぞれ分けて小計を記載し、最後に合計を記載すること。

通常財産の内訳明細書

(種別 医薬品 No. 1)

	品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	抛 出 者 名
(内服)	アトラミック(40)	3,000T	77,400 円	福岡 太郎
	アミコス	1,400T	49,000	〃
	イーベストネート(50)	10,000K	35,000	〃
	ウルソサン(50)	5,000T	49,000	〃
	エビプロスタット	2,000T	68,000	〃
	ガスター	600T	72,000	〃
	クロタム(100)	3,000K	111,900	〃
	クラスター	1,000T	10,000	〃
	ユメタミン(25)	1,200T	5,160	〃
	バイラップ	1,500K	6,000	〃
	パールキット(5)	8,000T	24,000	〃
	ハイトコバミンM	1,600K	32,000	〃
	アカシーA	9,000T	198,000	〃
	ヒシクロピン	2,500T	37,500	〃
	ケトプロ(50)	15,000K	150,000	〃
	アスゾール	10T	24,410	〃
		小 計	949,370	
	合 計		円	

(様式4)

通常財産の内訳明細書

(種別 医薬品 No. 2)

	品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	拠 出 者 名
(外用)	バキソ軟こう	500g	10,500 円	福岡 太郎
	スプロールトローチ	2,500T	9,000	〃
	セクール	2,000枚	19,000	〃
	インドメタシン坐(50)	1,200本	24,000	〃
	ロキソニンテープ100mg	215	9,380	〃
		小 計	71,800	
(注射)	ソービタ	10本	2,850	福岡 太郎
	ベクタシン(100)	200A	223,600	〃
	グルコリンC 20cc	100A	3,700	〃
	レリーズV	800	24,000	〃
	コアキシシ	300	240,000	〃
	ネオビタカイン	300A	30,900	〃
	テラマイシン	20	3,300	〃
	20% G20	1,000	24,000	〃
	アクチット	36	14,400	〃
	レペタン0.3mg	100	24,000	〃
		小 計	590,750	
	合 計		1,612,000円	

※決算書を添付するので、経常金額に注意。(決算書の減価償却の金額より同額又は低い金額を記入。)
今年に入って購入した物については、減価償却を行い計上すること。(減価償却した表を添付する。)

(様式4)

通常財産の内訳明細書

たくさんある場合および金額の高いものが多い場合は、
主な物を計上し、残りは後からの買取りの形をとること。

(種別 **医療用機械備品**)

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	抛 出 者 名
X線テレビレントゲン	1	1,014,000 円	福岡 太郎
テレメーター心電図管理装置	1	588,000	〃
呼吸器測定器	1	223,000	〃
検査機	1	178,000	〃
超音波診断装置	1	51,000	〃
EKG心電図	1	49,000	〃
心電計DY-3S	1	49,000	〃
自動現像機	1	45,000	〃
酸素吸入装置	1	39,000	〃
顕微鏡	1	29,000	〃
肝機能測定器	1	18,000	〃
エクセルクレーブ角カマド	1	17,000	〃
心電計	1	1,100,000	〃
合 計		3,400,000 円	

※医療用機器がリースの場合は、契約書のコピーを添付(引継承認書も必要)

(様式4)

※医療法人として使用するものを記載(個人的に使用するものは不可)

通常財産の内訳明細書

(種別 その他の機械備品)

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	拠 出 者 名
診察デスク	1	44,000 円	福岡 太郎
機器戸棚	2	34,200	〃
インターホン	1	55,000	〃
カーテン	1	44,000	〃
配膳車	1	15,000	〃
冷凍冷蔵庫	2	54,000	〃
テレビ	1	13,000	〃
応接セット	1	9,000	〃
冷暖房器	2	198,000	〃
ビデオ	1	60,000	〃
乾燥機	1	151,000	〃
看板	1	89,000	〃
合 計		766,200 円	

※決算書で確認できるものを記載

- ・診療所で使用しているもののみを抛出。
- ・自宅と共用のものは抛出しない。

(様式4)

通常財産の内訳明細書

(種別 電話加入権)

品 名	規 格 数 量 等	評 価 額	抛 出 者 名
092(411)6858	1	72,800 円	福岡 太郎
合 計		72,800 円	

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日
(設立総会の日付)

福岡花子 殿

(自宅の住所・電話番号)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号
医療法人 福岡医院
設立代表者 福岡 太郎 印 太福
電話番号 092(431)4564 郎岡

基金の募集事項等の通知について

医療法人 福岡医院 の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人 福岡医院 に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

- 募集に係る金銭の総額 金 1,000,000 円
- 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額 金 0 円

(別紙のとおり)

(様式4の拠出者名を除いた表を添付すること)

- 金銭の払込み又は財産の給付の期日 令和 年 月 日
(期間を定めてもよい)

法人設立日から
開設予定日前の
日付を記入。

- 金銭の払込みの取扱いの場所 福岡銀行 福岡支店
- その他

法人の口座(※予
定のもの)

- ① 定款(医療法人の成立前にあつては、設立認可申請中の定款)を添付します。
- ② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類(負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等)を提出していただきますのでご了承ください。

提出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日
(設立総会の日付)

福岡 次郎 殿

(自宅の住所・電話番号)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号
医療法人 福岡医院
設立代表者 福岡 太郎
電話番号 092(431)4564

太福
郎岡

基金の募集事項等の通知について

医療法人 福岡医院 の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人 福岡医院 に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

- 募集に係る金銭の総額 金 2,000,000 円
- 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額 金 0 円

(別紙のとおり)

(様式4の提出者名を除いた表を添付すること)

- 金銭の払込み又は財産の給付の期日 令和 年 月 日
(期間を定めてもよい)

法人設立日から
開設予定日前の
日付を記入。

- 金銭の払込みの取扱いの場所 福岡銀行 福岡支店

法人の口座(※予
定のもの)

- その他

- ① 定款(医療法人の成立前にあつては、設立認可申請中の定款)を添付します。
- ② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類(負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等)を提出していただきますのでご了承ください。

拋出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日

(残高証明書の発行日又はそれ以降の日付)

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎 殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

氏 名 福岡太郎

電話番号 092(431)4564

(自宅の住所・電話番号)

基金引受申込書

医療法人 福岡医院 の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額 金 2,249,000 円
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額 金 5,851,000 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金	2,249,000	
土 地		
建 物		
医 療 機 器	3,400,000	X線テレビレントゲン、テレメーター、心電図管理装置 他
医 薬 品	1,612,000	アトック、アミスコ 他
その他の機械備品	766,200	診察デスク、機器戸棚 他
電 話 加 入 権	72,800	092(411)6858
資 産 合 計	8,100,000	
負 債	1,100,000	
差 引 額 (基金抛出額)	7,000,000	

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日

(残高証明書の発行日又はそれ以降の日付)

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎 殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番80号

氏 名 福岡花子

電話番号 092(431)4564

(花子の自宅住所・電話番号)

基金引受申込書

医療法人 福岡医院 の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり
基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額 金 1,000,000 円
2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金	1,000,000	
土 地		
建 物		
医 療 機 器		
医 薬 品		
その他の機械備品		
電 話 加 入 権		
資 産 合 計	1,000,000	
負 債		
差 引 額	1,000,000	
(基金拠出額)		

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日

(残高証明書の発行日又はそれ以降の日付)

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎 殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

氏 名 福岡次郎

電話番号 092(431)4564

(次郎の自宅住所・電話番号)

基金引受申込書

医療法人 福岡医院 の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額 金 2,000,000 円
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金	2,000,000	
土 地		
建 物		
医 療 機 器		
医 薬 品		
その他の機械備品		
電 話 加 入 権		
資 産 合 計	2,000,000	
負 債		
差 引 額	2,000,000	
(基金拠出額)		

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
 その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名) (※基金引受申込書以降の日付を記入)

福 岡 太 郎 殿

(自宅の住所・電話番号)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号
 医療法人 福岡医院
 設立代表者 福 岡 太 郎
 電話番号 0 9 2 (4 3 1) 4 5 6 4



基金の割当ての決定について

この度は、医療法人 福岡医院 の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にあり
 がとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。
 ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額 金 7, 0 0 0, 0 0 0 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金	2, 249, 000	
土 地		
建 物		
医 療 機 器	3, 400, 000	X線テレビレントゲン、テレメーター、心電図管理装置 他
医 薬 品	1, 612, 000	アトック、アミスコ 他
その他の機械備品	766, 200	診察デスク、機器戸棚 他
電 話 加 入 権	72, 800	0 9 2 (4 1 1) 6 8 5 8
資 産 合 計	8, 100, 000	
負 債	1, 100, 000	
差 引 額	7, 000, 000	
(基 金 拠 出 額)		

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名)

(※基金引受申込書以降の日付を記入)

福岡花子 殿

(自宅の住所・電話番号)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎

電話番号 092(431)4564

太福
郎岡

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人 福岡医院 の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額 金 1,000,000 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現金 土地 建物 医療機器 医薬品 その他の機械備品 電話加入権	1,000,000	
資産合計	1,000,000	
負債	0	
差引額 (基金拠出額)	1,000,000	

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

令和 年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名)

(※基金引受申込書以降の日付を記入)

福岡次郎 殿

(自宅の住所・電話番号)

住 所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎

電話番号 092(431)4564

太福
郎岡

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人 福岡医院 の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額 金 2,000,000 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現金 土地 建物 医療機器 医薬品 その他の機械備品 電話加入権	2,000,000	
資産合計	2,000,000	
負債	0	
差引額 (基金拠出額)	2,000,000	

拋出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
 その上で原本証明書に記載。

医療法人 **福岡医院** 基金拋出契約書

医療法人 **福岡医院** 設立代表者 **福岡太郎**（以下「甲」という。）と **福岡太郎**（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人 **福岡医院**基金」（以下「基金」という。）の拋出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拋出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 7,000,000 円		
(内 訳)		
種 別	金 額	内 容
現 金	2,249,000	
土 地		
建 物		
医 療 機 器	3,400,000	X線テレビレントゲン、テレメーター、心電図管理装置 他
医 薬 品	1,612,000	アトック、アミスコ 他
その他の機械備品	766,200	診察デスク、機器戸棚 他
電 話 加 入 権	72,800	092(411)6858
資 産 合 計	8,100,000	
負 債	1,100,000	
差 引 額 (基金拋出額)	7,000,000	

「基金の募集事項等の通知について」の
 3. 金銭の払込み又は財産の給付の期日
 を記入すること。

第3条 乙は、令和 年 月 日までに、前条の金銭（以下「拋出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない（又は前条の財産（以下「現物拋出財産」という。）を給付しなければならない）。

第4条 乙は、拋出金の払込み又は現物拋出財産の給付（以下「拋出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに、拋出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拋出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拋出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

5年程度を目安とする。個人の時からの収支バランスを考慮して決定する。

第7条 甲は、令和 年 月 日までは拋出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資本剰余金
- 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（特約事項）

本契約は福岡県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人成立の上は、甲の表示は、**福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号** 医療法人 **福岡医院** 理事長 **福岡 太郎**と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日
（割当て決定の日付以降）

甲 **福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号**
医療法人 **福岡医院**
設立代表者 **福岡 太郎**

自宅の住所

太福
郎岡

（基金の引受けをした者の住所）

乙 **福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号**
福岡 太郎

太福
郎岡

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

医療法人 福岡医院 基金拠出契約書

医療法人 福岡医院 設立代表者 福岡太郎（以下「甲」という。）と 福岡花子（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人 福岡医院基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 1,000,000 円

内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金 土 地 建 物 医 療 機 器 医 薬 品 その他の機械備品 電 話 加 入 権	1,000,000	
資 産 合 計	1,000,000	
負 債	0	
差 引 額 (基金拠出額)	1,000,000	

「基金の募集事項等の通知について」の
3. 金銭の払込み又は財産の給付の期日
を記入すること。

第3条 乙は、令和 年 月 日までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない（又は前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない）。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

5年程度を目安とする。個人の時から收支バランスを考慮して決定する。

第7条 甲は、令和 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資本剰余金
- 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（特約事項）

本契約は福岡県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人成立の上は、甲の表示は、**福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号** 医療法人 **福岡医院** 理事長 **福岡 太郎**と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

（割当て決定の日付以降）

甲 **福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号**
医療法人 **福岡医院**
設立代表者 **福岡 太郎**

自宅の住所

印 太福岡
郎岡

（基金の引受けをした者の住所）

乙 **福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号**
福岡 花子

印 福
子岡

拠出者と法人間で交わす文書なので、写しを添付。
その上で原本証明書に記載。

医療法人 福岡医院 基金拠出契約書

医療法人 福岡医院 設立代表者 福岡太郎（以下「甲」という。）と 福岡次郎（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人 福岡医院基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 2,000,000 円

内 訳)

種 別	金 額	内 容
現金 土地 建物 医療機器 医薬品 その他の機械備品 電話加入権	2,000,000	
資産合計	2,000,000	
負債	0	
差引額 (基金拠出額)	2,000,000	

「基金の募集事項等の通知について」の
3. 金銭の払込み又は財産の給付の期日
を記入すること。

第3条 乙は、令和 年 月 日までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない（又は前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない）。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

5年程度を目安とする。個人の時から收支バランスを考慮して決定する。

第7条 甲は、令和 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資本剰余金
- 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（特約事項）

本契約は福岡県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人成立の上は、甲の表示は、**福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号** 医療法人 **福岡医院** 理事長 **福岡 太郎**と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

（割当て決定の日付以降）

甲 **福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号**
医療法人 **福岡医院**
設立代表者 **福岡 太郎**

自宅の住所

太福
岡

（基金の引受けをした者の住所）

乙 **福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号**
福岡 次郎

次福
岡

医療法人福岡医院設立趣意書

〈記入例〉

本診療所は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日に開設して以来〇〇年余を、地域医療に貢献してきた。（発展経過を記載）

近年患者数が増大し、現在は1日平均〇〇名の外来があり、今後も永続的に診療所を運営していく必要性を痛感する。（設立動機を記載）

そのためには、家計と経営を分離し近代的経営を行い、診療所の安定を図らなければならない。（設立意図を記載）

医療法人化により、医療設備を充実させ、また職員の研修教育を行い、従前にもまして地域医療に貢献していきたい。（事業内容を記載）

〈医療法人の名称の由来〉

例：医療法人の設立者の名前から1字ずつ取り「〇〇会」としました。

令和 年 月 日

（注）設立総会（理事会）開催年月日とすること。

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎

太福
郎岡

開設しようとする診療所の概要

名 称	医療法人 福岡医院 (法人名ではなく、施設名を記載)			
所 在 地	福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 3 0 号		電話	0 9 2 (4 3 1) 4 5 6 4
所管保健所名	福岡市博多保健所		開設予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
診 療 科 名	消化器内科、消化器外科、小児科			
病 床 数	一般病床 〇室〇〇床 療養病床 室 床 (医療療養 室 床、介護療養 室 床) 計 室 床			
管 理 者	氏 名	福岡太郎	医籍 (歯科医籍)	第 1 2 3 4 5 6 号
職 員	①常勤数(人)	②非常勤数(人)	③常勤換算数(人)	④=①+③ (人)
医 師	1	1	0.5	1.5
歯 科 医 師	0	0	0	0
看 護 師	2	0	0	2
准 看 護 師	2		0.5	2.5
歯 科 衛 生 士	0	※非常勤は 1 人 0.5 とすること。		0
看 護 補 助 者	0		0	0
薬 剤 師	1	0	0	1
診療放射線技師	0	0	0	0
診療エックス線技師	0	0	0	0
臨床検査技師	0	0	0	0
衛生検査技師	0	0	0	0
歯 科 技 工 士	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0
事 務 員	4	0		4
計	10	2	1	11
敷 地	〇〇〇 m ² (うち借地 〇〇〇 m ²) (付近案内図及び平面図添付)			
建 物	延 〇〇〇 m ² (構造、用途及び各室の面積を示す図面) ・診療室 〇室 〇〇m ² ・臨床検査室 〇〇m ² ・処置室 〇〇m ² ・エックス線室 〇〇m ² ・調剤室 〇〇m ² ・その他 〇〇m ² ・手術室 〇〇m ²			※部屋の名称は、施設の状況に合わせて記載。 ※登記簿・平面図と整合性がとれること。
診 療 日	日曜日及び祝日を除く毎日			
診 療 時 間	月曜日から金曜日まで 午前 9時から12時まで 午後 2時から 5時まで 土曜日 午前 9時から12時まで			
現在の医療施設	名 称 福岡内科医院 開設年月日 昭和50年 8月 1日 管理者：福岡 太郎			

[添付書類]

土 地	建 物	添 付 す る も の
自己所有	自己所有	土地・建物謄本、土地のあざ図、建物の平面図、周辺図（ゼンリン）
第三者所有	自己所有	土地・建物謄本、建物の平面図、周辺図（ゼンリン）
第三者所有	第三者所有	土地・建物謄本、フロアの図面、診療所の図面、周辺図（ゼンリン）

1. 施設周辺の概略図 … 最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。
2. 建物平面図
 - (1) 縮尺は任意であるが、100～200分の1程度が望ましい。
 - (2) ビルの一室で開設する場合は、フロアの全体図。（法人使用部分をマーカーで囲み、各室の面積を記載）
3. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類
 - (1) 賃貸借契約書（写し）
 - (2) 覚書（様式10）…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合
 〈内容〉 ・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
 ・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
 - (3) 土地のあざ図
 - (4) 土地・建物の不動産登記の登記事項証明書（ただし、いわゆる雑居ビルの一室で開設する場合は、「土地の登記事項証明書」は添付する必要はない。）
4. 法人が所有している土地、建物の場合
 - (1) 不動産登記の登記事項証明書

つまり、建物の登記事項証明書は必要

土 地 ・ 建 物 謄 本

※副本にコピーを添付する場合は、原本証明書に記載すること。

土 地 ・ 建 物 賃 貸 契 約 書

賃貸人 福 岡 太 郎（以下、「甲」という）と賃借人 医療法人 福岡医院
設立代表者 福 岡 太 郎（以下、「乙」という）との間に、次のとおり土地・
建物賃貸借契約を締結する。

第 1 条 甲は所有する次に表示する土地・建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借し
て賃借料を支払うことを約する。

（宅 地）（登記簿謄本の地番）

（何筆かに分かれている場合は全部記載する） _____m²

（共有の場合は全員との契約書にすること）

（建 物）（登記簿謄本の所在）

（居宅と診療所が同一の場合は診療所部分のみ）

（それぞれ様式 9 と相違しないこと） 1 階 _____m²

2 階 _____m²

合計 _____m²

第 2 条 乙は甲に対し、賃借料として土地部分に対して毎月 _____円を支
払うものとし、建物部分に対して毎月 _____円を支払うものとする。

2 本物件建物に係る一切の補修費は当法人が負担する。

第 3 条 甲は敷金その他は付さないものとする。

第 4 条 賃貸借部分の存続期限は、この契約開始日から 10 年間とする。

但し、甲及び乙の合議の上、更に期間を延長できるものとする。

第5条 乙が設備の変更をする場合、無条件で変更することができるものとする。

第6条 下の場合は、乙は甲の承諾を受けなければならない。

①乙がこの賃借物件を転貸及びその所有を譲渡するとき。

②乙がこの物件を契約当時以外の目的に使用するとき。

第7条 乙はいかなる事情があるとしても、明け渡しの場合は立退料等を要求しないものとする。

特約事項

本契約は、乙に対する福岡県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人設立の上は、乙の表示は、(法人事務所所在地) 医療法人 福岡医院 理事長 福岡 太郎 と読み替えるものとする。(土地・建物不動産登記簿謄本 添付)

上記のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人(甲)(印鑑証明書の住所)

福岡 太



賃借人(乙)(印鑑証明書の住所)

医療法人 福岡 医院

設立代表者 福岡 太



賃借料の算出基礎の計算式

(賃貸借契約書に別に添付する。正本のみで可)

土地・建物別々に計算式を作成する。

①面積 (㎡) ÷ 3.3 = 坪数

②1坪当り (円) × 坪数 = 月の賃借料

③近隣の1坪当りの額 (円)

(確認のため、同地域の不動産物件3～5件の資料を添付)

※計算根拠については、詳細な説明文を作成してください。

(様式13)

役員及び社員の名簿

(設立総会の日付)

医療法人 (福岡医院)

(令和 年 月 日 現在)

	役職名	氏 名	生年月日	住 所	職業	現就任年月日・任期	続柄
役員	理事長	福岡太郎	昭和 9 年 5 月 20 日	印鑑証明の住所どおりに記入	医師	空 白	本人
	理 事	福岡花子	昭和 9 年 6 月 1 日	印鑑証明の住所どおりに記入	事務員		妻
	理 事	福岡次郎	昭和 35 年 3 月 10 日	印鑑証明の住所どおりに記入	医師		長男
						「専従者」は職種ではないので、「事務」「看護師」等の職種を記載。	
	監 事	山田三郎	昭和 40 年 3 月 20 日	印鑑証明の住所どおりに記入	会社員		知人
	計	4 名					
	氏 名		生年月日	住 所	職業	入社年月日	拠出額
社員	福岡太郎		昭和 9 年 5 月 20 日	印鑑証明の住所どおりに記入	医師	空 白	7,000 千円
	福岡花子		昭和 9 年 6 月 1 日	印鑑証明の住所どおりに記入	事務員		1,000 千円
	福岡次郎		昭和 35 年 3 月 10 日	印鑑証明の住所どおりに記入	医師		2,000 千円
	山田三郎		昭和 40 年 3 月 20 日	印鑑証明の住所どおりに記入	会社員		0 千円
	計	4 名					10,000 千円

社員は必ず3名以上。社員に、役員以外のメンバーがいる場合は、社員の欄に追加で記載する。

監事は、必ずしも社員である必要はない。

住所が同じ場合でも「同上」ではなく、正式に記載する。

※履歴書は理事になる方の全員分必要

(様式14)

履 歴 書		
住 所	印鑑証明書の住所どおりに記入	
ふりがな	ふくおか たろう	
氏 名	福 岡 太 郎	
生年月日	昭和 9 年 5 月 20 日生	
学 歴	この枠に入る程度、記入	
職 歴	この枠に入る程度、記入 以下、記載例	
	昭和〇〇年4月1日～昭和〇〇年3月31日 〇〇〇〇病院勤務	
	昭和〇〇年4月1日～ 〇〇〇〇医院院長就任 現在に至る	
(歯科) 医籍登録年月日・番号	昭和36年 4月25日	第 123456 号
医療法第46条の5第5項に規定する欠格事由の有無 有 ・ 無		
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 福 岡 太 郎 太福郎 印		

※正本には、必ず原本を添付すること。

印鑑証明書

(印鑑証明書がA 4 より小さい場合はA 4 の白紙に貼り付けること)

※写しを添付し、原本証明書に記して下さい。

医 師 免 許 証

※履歴書は理事になる方の全員分必要

(様式 1 4)

履 歴 書		
住 所	印鑑証明書の住所どおりに記入	
ふりがな	ふくおか はなこ	
氏 名	福 岡 花 子	
生年月日	昭和 9 年 6 月 1 日生	
学 歴	この枠に入る程度、記入	
職 歴	この枠に入る程度、記入	
	職歴がない場合は、「現在無職」と記入すること。また、無職の場合は、決算書の専従事	
	者給与の欄に名前を挙げないこと。	
	理事が有限会社等の役員である場合は、「設立しようとする法人と取引関係がない」旨	
	を記載すること	
(歯科) 医籍登録年月日・番号	年 月 日	第 号
医療法第 4 6 条の 5 第 5 項に規定する欠格事由の有無 有 ・ 無		
上記のとおり相違ありません。 設立総会の日付を記入 令和 年 月 日 福 岡 花 子 		

※正本には、必ず原本を添付すること。

印 鑑 証 明 書

(印鑑証明書がA 4 より小さい場合はA 4 の白紙に貼り付けること)

※履歴書は理事になる方の全員分必要

(様式 1 4)

履 歴 書		
住 所	印鑑証明書の住所どおりに記入	
ふりがな	ふくおか じろう	
氏 名	福 岡 次 郎	
生年月日	昭和 3 5 年 3 月 1 0 日生	
学 歴	この枠に入る程度、記入	
職 歴	この枠に入る程度、記入	
	職歴がない場合は、「現在無職」と記入すること。	
	理事が有限会社等の役員である場合は、「設立しようとする法人と取引関係がない」旨	
	を記載すること	
(歯科) 医籍登録年月日・番号	平成 6 年 4 月 2 4 日	第 345612 号
医療法第 4 6 条の 5 第 5 項に規定する欠格事由の有無 有 ・ 無		
上記のとおり相違ありません。 設立総会の日付を記入 令和 年 月 日 福 岡 次 郎 次福 郎岡		

※正本には、必ず原本を添付すること。

印 鑑 証 明 書

(印鑑証明書がA 4 より小さい場合はA 4 の白紙に貼り付けること)

※写しを添付し、原本証明書に記して下さい。

医 師 免 許 証

※履歴書は理事になる方の全員分必要

(様式 1 4)

履 歴 書		
住 所	印鑑証明書の住所どおりに記入	
ふりがな	やまだ さぶろう	
氏 名	山 田 三 郎	
生年月日	昭和 4 0 年 3 月 2 0 日生	
学 歴	この枠に入る程度、記入	
職 歴	この枠に入る程度、記入	
	職歴がない場合は、「現在無職」と記入すること。	
	理事が有限会社等の役員である場合は、「設立しようとする法人と取引関係がない」旨	
	を記載すること	
(歯科) 医籍登録年月日・番号	年 月 日	第 号
医療法第 4 6 条の 5 第 5 項に規定する欠格事由の有無 有 ・ 無		
上記のとおり相違ありません。 設立総会の日付を記入 令和 年 月 日 山 田 三 郎 		

※正本には、必ず原本を添付すること。

印 鑑 証 明 書

(印鑑証明書がA 4 より小さい場合はA 4 の白紙に貼り付けること)

(様式15)

令和 年 月 日

設立総会の日付を記入

(法人名を記入)

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎 殿

理事長 福岡太郎

福岡太郎印

理事 福岡花子

福岡花子印

理事 福岡次郎

福岡次郎印

理事

印

理事

印

監事 山田三郎

山田三郎印

役員就任承諾書

(法人名を記入)

私達は医療法人 福岡医院 設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおりに役員に就任することを承諾します。

(様式17)

令和 年 月 日

設立総会の日付を記入

(法人名を記入)

医療法人 福岡医院

設立代表者 福岡太郎 殿

氏名 福岡太郎



管理者就任承諾書

(設立総会の日付)

(法人名を記入)

令和 年 月 日開催の医療法人 福岡医院 の設立総会において、

医療法人が開設しようとする 医療法人 福岡医院 の管理者に選任され、
(施設名を記入)

その就任を承諾します。

医療法人年間収支見込額

(単位：円)

収 入		支 出	
医業収入	50,000,000	売上原価	10,800,000
雑収入	2,000,000	経 費	20,000,000
医療法人設立後に発生 する費用を適宜追加す ること。		役員報酬	9,400,000
		役員への 建物賃借料	960,000
		借入返済	2,400,000
		リース料	240,000
		計	43,800,000
		利 益	8,200,000
合 計	52,000,000	合 計	52,000,000

(注)

- ・直近の所得税青色申告決算書を基に作成すること。(※円単位まで合わせて記載。)
- ・所得税青色申告決算書が1年を満たない場合は、決算書と併せて1年となるように残高試算表を添付し、それを基に作成すること。
- ・なお、医療法人設立後に新たに発生する役員報酬、役員への建物賃借料等を支出に含めて作成すること。

医療法人設立時の2ヶ月分の運転資金

(単位：円)

必要額	準備額	準備額内訳	現・預金	5,249,000
3,900,000	5,249,000		医業未収金	0

$$10,800,000 \times 1/12 + (20,000,000 + 13,000,000) \times 2/12 - (50,000,000 \times 0.3) \times 2/12$$

(注)

- ・運転資金「準備額」は、「必要額」と同額かそれ以上であること。
- ・運転資金「必要額」の求め方
必要額＝売上原価の1か月分＋（経費＋新たに発生する費用）の2か月分から
（医業収入×30％）の2ヶ月を差し引いた額
なお、法人設立後当初に施設整備費が必要な場合は、上記必要額に加算すること。

原本証明書については、各医療機関で作成する

原 本 証 明 書

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明します。

記

基金の募集事項等の通知について

基金引受申込書

基金の割当の決定について

基金拋出契約書

医師免許証

賃貸借契約書

リース契約書

リース契約引継書

土地・建物謄本（副本にコピーを添付する場合はつける。正本には記載しないこと）

残高証明書（副本にコピーを添付する場合はつける。正本には記載しないこと）

印鑑証明書（副本にコピーを添付する場合はつける。正本には記載しないこと）

※リース契約書・リース契約引継書に関しては添付する医療機関のみ記載。

（基金拋出契約書の日付以降）

令和 年 月 日

医療法人 福 岡 医 院

設立代表者 福 岡 太 郎

太福
郎岡